

平成六年政令第三百六十五号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法施行令

内閣は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第二百三十六号）、第二条第一項、第四項（激甚灾害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十号）第八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項、激甚灾害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第八条第二項の規定により読み替えて適用する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第一条第八項、同法第三条第一項第五号及び第三項並びに同法第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

**第一条** 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「法」という。）第一条第一項の政令で定める面積は、果樹、茶樹又は桑樹のそれにつき、五アールとする。

**第二条** 法第二条第四項の政令で定める農機具は、購入価額が十二万円以下の農機具とする。  
(農機具 汽車及び拖船の範囲)

法第一条第四項の政令で定める漁具は、漁網網、はぜ、えり、やな及びかごとする。  
法第一条第四項の政令で定める漁船は、総トン数五トン未満の漁船とする。

第三章 去年第一回の命令で定めた二つ二つ算出したる頃士

第三条 第二項第一号の取引に付する客に  
該第一項第一号の取引に付する客に  
該第一項第一号の取引に付する客に  
該第一項第一号の取引に付する客に

果樹栽培者(その行う農業)は、果樹の栽培を主な業務とし、かつ第一法第1項の市町村長が認定する損失額のうち果樹に係る被害農業者をその分の五十以上である被害農業者を補助する。以下同様。

は銅養に必要な資金として貸し付けられる場合、百分の五十五から百分の一〇〇まで、年利二%から四%の間で、年利二%の場合は年利一%を加算する。年利四%の場合は年利二%を加算する。

被害漁業者は貸し付けられる場合であつて前号は該当する場合以外の場合及  
被害漁業者は貸し付けられる場合である場合の四十五百分の八十

法第二条第一項の規定により指定された天災による灾害が激甚灾害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚灾害法」という。）第二条第一項の規定により激甚灾害として指

定され、同条第二項の規定により当該災害に対応して適用すべき措置として激甚災害法第八条第一項に規定する措置が指定された場合（以下「激甚災害に指定された場合」という。）における同項の政令で定める都道府県（以下「激甚災害法適用都道府県」という。）の区域に係る法第二条第四項第一号の政令で定めることにより算出される額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の市町

村長が認定する損失額に、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。  
一 果樹栽培者に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられる場合、家畜等飼養者に家畜又は家きんの購入又は飼養に必要な資金として貸し付けられる場合及び被害魚業者に漁船の建造若しく

二  
は取得に必要な資金又は漁具の購入資金として貸し付けられる場合

3 法第二条第四項第一号（滋賀災害法第八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条及び第五条において同じ。）の政令で定める額は、別表第一のとおりとする。

**第四条** 法第二条第四項第一号の政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

二 家畜又は家きんの購入又は飼養に必要な資金（家畜等飼養者に対して貸し付けられるものに限る。）

三 水産動植物の養殖又は漁船の建造若しくは取得に必要な資金

**第五条** 法第二条第四項第一号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

## 二 森林組合

四、合規、總同業協議

前各号に掲げる法人のほか、農業、林業又は漁業を主な業務とする法人で農林水産大臣の定めるもの

**第六条** 法令第二条第一項第四項第一号（激甚災害法第八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める期限は、別表第一のとおりとする。

**第七条** 債券資金の償還期限の特例措置が適用される資金は、次に掲げる資金とする。  
（繰延償還資金の償還期限の特例措置が適用される資金）  
第八条第一項第一号の規定により替えて適用する法第一条第四項第一号の政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一 被害農業者で激甚災害法適用都道府県の区域内において農業を営むもののうち、その行う農業について、果樹の栽培を主な業務とし、かつ、法第二条第一項の規定により指定された天災によりその栽培する果樹の百分の三十以上が損傷し、枯死し、又は流失したため果樹の植栽を必要とするに至った者に当該果樹の植栽に必要な資金として貸し付けられる資金



別表第二（第六条関係）

## 貸付けの区分

		激甚災害に指定された場合の激甚災害法適用都道府県の区域に係る場合以外の場合	激甚災害に指定された場合の激甚災害法適用都道府県の区域に係る場合
一 第七条第一号又は第二号に掲げる資金として貸し付けられる場合	二 特別被害農業者で法第二条第五項第一号の特別被害地域内において農業を営むもの、特別被害林業者で同項第二号の特別被害地域内において林業を営むもの又は特別被害漁業者で同項第三号の特別被害地域内に住所を有するものに貸し付けられる場合（一に該当する場合を除く。）	三 開拓者又は法第二条第四項第三号の市町村長の認定を受けた被害農業者、被害林業者若しくは被害漁業者に貸し付けられる場合（一又は二に該当する場合を除く。）	四 第四条各号に掲げる資金として貸し付けられる場合（一から三までに該当する場合を除く。）
五年（被害農業者、被害林業者又は被害漁業者で既に経営資金の貸付けを受け、その償還を行っているもの（以下「重複被害農林漁業者」という。）に貸し付けられるときに限り、六年）	五年（被害農業者、被害林業者又は被害漁業者で既に経営資金の貸付けを受け、その償還を行っているもの（以下「重複被害農林漁業者」という。）に貸し付けられるときに限り、六年）	五年（被害農業者、被害林業者又は被害漁業者で既に経営資金の貸付けを受け、その償還を行っているもの（以下「重複被害農林漁業者」という。）に貸し付けられるときに限り、六年）	五年（重複被害農林漁業者に貸し付けられるときに限り、六年）
六年	六年	六年	四年（重複被害農林漁業者に貸し付けられるときに限り、五年）